

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年3月12日

長崎税関長 小阪 好洋

記

- 1 被許可者の名称及び住所
三角海運株式会社
熊本県宇城市三角町三角浦1159番地の3
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
三角海運株式会社 熊本 保税蔵置場
熊本県熊本市南区流通団地2丁目12番地
- 3 更新した期間
自 令和 6年 4月 1日
至 令和 12年 3月 31日